

地方分権下のインドネシアにおける森林管理と「慣習社会」
— 中スラウェシ山間部の事例から —

**Forest Management and “Indigenous Communities”
in Decentralizing Indonesia: A Case of Upland Central Sulawesi**

島上 宗子*

Motoko SHIMAGAMI

Abstract

Recent rapid drive for democratization and decentralization has created a new environment for forest governance in Indonesia. The government as well as scientists and NGOs have started to recognize communities, especially “*masyarakat adat* (indigenous communities)”, as important stewards of forests and thus an inevitable actor in forest management. The word of “*masyarakat adat*” is rather a new keyword which was conceptualized by environmental and human rights NGOs in Indonesia, and then has become increasingly popular and politically influential in forest management policies, accelerated by the international trend of respecting indigenous rights and knowledge in natural resource management. This paper first discusses the basic changes between the Forest Act of 1967 and of 1999, particularly in relation to the position of communities in forest management, and then describes the socio-cultural changes that have been observed at the community level, taking a case of “*masyarakat adat*” in Donggala District, Central Sulawesi.

I. はじめに

1998年5月のスハルト退陣以降、インドネシアの森林をめぐる情勢は急激に変化した。地方分権化・民主化の機運の中、これまで森林を集権的に管理してきた「国（森林省）」に対し、「地方政府」や「住民」が森林管理の新たな主体として、その権利を主張する動きが活発化している。

本科研で筆者は後者、つまり「住民」が主体となった森林管理を求める動きに注目した。とくに「慣習社会（*masyarakat adat*）」をキーワードとして活発化していた山間部住民による森・土地への権利回復や村落自治を求める動きである。「慣習社会」という言葉がインドネシ

*京都大学地域研究情報統合センター； Center for Integrated Area Studies, Kyoto University

アで一般化してきたのは近年、特にスハルト退陣以降のことである。法が規定する「慣習法社会 (masyarakat hukum adat)」(1960年土地基本法、1967年森林基本法、1999年森林法など) や「法共同体 (kesatuan masyarakat hukum)」(1979年村落行政法、1999年地方行政法、2004年地方行政法) と基本的に重なり合う意味内容だが、法規定がオランダ時代の慣習法学者の概念に依拠しているのに対し、「慣習社会」は現実の住民の存在と状況から発想されている。筆者が確認できたかぎりでは、1993年、英語の *indigenous people* にあたる言葉として、環境・人権問題に取り組んでいた NGO ら (インドネシア環境フォーラム WALHI など) によって次のように定義され、使われはじめたようである。

「慣習社会＝ある特定の地理的領域において、祖先からの起源 (asal-usul) を持ち、価値体系、思想、経済、政治、文化、社会、そして自分たちの領域を持つ集団」[Badan Eksekutif WALHI 1998]

先住民の権利の擁護や、土着の知恵 (*indigenous knowledge*) の尊重を重視する国際的趨勢、国内での民主化・地方分権化の進展にともない、「慣習社会」は近年、政治的な影響力をもつキーワードの一つとなっている [Li 2000; 2001、島上 2003]。1999年には、全国の「慣習社会」を集めた「ヌサンタラ慣習社会会議」がジャカルタで開催され、「ヌサンタラ慣習社会連合 (AMAN)」が結成された。AMAN は中央省庁の関連会議に頻繁に招待されるなど、政策に一定の圧力を行使しうる組織となっている。近年では、政府関係者やメディアも、法規定にある「慣習法社会」よりも「慣習社会」を使うことが多い。

筆者はこれまでに、南スラウェシ州タナ・トラジャ県で「慣習社会」をキーワードとした行政村再編の動きを調査してきたが [島上 2003]、本科研では、中スラウェシ州ドンガラ県 (Kabupaten. Donggala) を主な調査地とし、「慣習」をキーワードとした、村人による森・土地への権利「回復」と自治を求める動きに注目した。タナ・トラジャ県における動きが県レベルの政治家や NGO など、主として村外部のアクターに主導されていたのに対し、ドンガラ県での動きは、村もしくは集落を単位とし、村人の主体となった動きがより目立つことに特徴がある。

以下、本報告では、まず、分権化・民主化がすすむインドネシアにおいて、森林をめぐる法制度がいかに変化したのかを簡単に整理する。その上で、村レベルでいかなる変化が起こりつつあるのかを中スラウェシ州ドンガラ県のマレナ集落を事例として記述したい。

II. 森林をめぐる法制度とその変化

1. 法と現実のズレ

2007年2月、中スラウェシ州の州都パル市内で開かれたセミナー「コミュニティにねざした森林管理」に出席していた州森林局の職員は、「インドネシアで効果的な森林管理を阻んでいる一番の原因はなんだと思いますか？」という筆者の質問に対し、次のように答えた。「・・・個人的な見解ですが、(現場の現実と大きくずれた) 国の法制度ですね。」

このエピソードは、ポスト・スハルト期のインドネシアの森林管理めぐる状況を次の2点でよく表している。第一に、州森林局職員が公開のセミナーの席で国の法制度を問題視する発言ができるほど、民主化が進んだということである。もちろん、セミナーが NGO の事務所で行われた比較的小規模なものであったこと、他に州職員が出席していなかったこと、出席者に村人や NGO 関係者が多かったこと、などの状況が影響していたことは確かだろう。そうであったとしても、スハルト政権下ではおそらく考えられない発言であることも確かである。第二に、州森林局職員にそう言わしめるほど、森林をめぐる法制度と現場の森林管理の現実との間に今なおズレがあるということである。

インドネシア共和国憲法第 33 条第 3 項は「大地と水、およびその中に包蔵された天然の富は、国家によって管理され、最大限人民の福祉のために活用される」と謳い、この規定により、インドネシアの森林はすべて国家が「管理する」ものとされている。ここでいう「管理 (penguasaan)」には、森林、森林区域、森林産物に関わるあらゆる事項を規定し、森林区域を設定し、森林に関わる法律を制定する権限が含まれる。同様に日本語で「管理」と訳されることが多い「pengelolaan」が「経営」の意味合いの強いものに対し、この「penguasaan」は「支配・統治」の意味合いが強い。

インドネシア語で「森林区域」(kawasan hutan)と呼ばれる区域は、政府が永続的に森林(hutan tetap)として維持するために設定した区域であり、所有権は存在せず(つまり国家土地局の管轄にはなく)、森林省の管轄下におかれる。森林省の統計によれば、2005 年現在で、国土の約 7 割に及ぶ 126 万 8000km²が森林区域に設定されている [Dep. Kehutanan 2006]。森林区域内の森林は、保護林、保安林、制限生産林、生産林、転換生産林に大別され、それぞれの区域を確定し、事業を実施するのは政府の責任であり、権限である。ちなみに、森林区域には、現段階では森林の状態にない荒廃地も含まれ、そうした荒廃地は政府の植林事業対象地となる。

森林区域では、政府の正当な許可なしに、人は居住できず¹、森林資源を利用することもできない。しかし現実には、森林区域内およびその周辺には、5000 万人近い人々が森林に依存して生活しているといわれる [Dep. Kehutanan 2006]。末尾にスラウェシ 4 州の「森林利用計画図」(1998 年)を資料 3 として付したが、灰色～暗灰色の区域はすべて森林区域である。この地図によれば、スラウェシ山間部の大部分には村落が存在しえないことになる。とくに中スラウェシ州では、「合法的」に人が居住できる区域は非常に限られることとなる。上記の森林局職員の発言は、森林区域には人間の暮らしが存在しないことを前提とした法と、歴然として人間の暮らしが存在する現実とのズレが、森林をめぐるさまざまな紛争・対立を生み、現場レベルでの森林管理を困難にしてきたことを象徴している。近年の「慣習社会」の興隆

¹ 1999 年森林法を読む限り、森林区域内での人の居住を許可する規定は一つもない。ただし、現実には、政府により居住が(黙認ではなく)許可された事例もある。そうした事例がどういった法的手続きにもとづくものなのかは、確認することができなかった。

は、こうした法と現実のギャップの中、森林区域設定以前さらにはインドネシア建国以前から、森に暮らし、森と共存する知恵や慣習を持つ社会であることを示すことで、森林区域内に居住し森林を利用管理する正当性を主張し、権利の認知を獲得しようとする試みといえる。

2. 1999年森林法にみる「慣習」「住民」の位置づけ

1999年9月、それまでインドネシアの森林を規定してきた1967年森林基本法にかわり、新しい森林法（1999年森林法）が制定された。1999年森林法は、「住民」「慣習」をいかに位置づけているのだろうか。1967年森林基本法とのめだつた違いは次の点である。

➤ 「慣習林 (hutan adat)」が規定されたこと

1999年森林法は、森林を「国家林 (hutan negara)」と「権利林 (hutan hak)」の二つに大別している。「国家林」は土地権のない土地に存在する森林であり、「権利林」は土地権がある土地に存在する森林である。この大別の仕方は1967年森林基本法と基本的に同様であり、1967年法の場合は前者を「国家林」、後者を「所有林 (hutan milik)」としている。目立った相違点は、1999年森林法が「国家林」のなかに「慣習林」を設定しうる、とした点にある。ただし、「慣習林」は、「現実に、当該の慣習法社会が今なお存在し、その存在が認知されている限りにおいて、設定される」ものであり、「存在しなくなった」（と政府が判断した）場合には、その管理 (pengelolaan) 権は政府に返還される。こうした「慣習林」の規定に対し、一部のNGOや「慣習社会」の中からは、慣習林には慣習的な権利が存在し、土地権がないわけではなく、国家林（土地権のない土地に存在する森林）に類別されるべきではないとの批判がでていいる。

➤ 「慣習法社会」「住民参加」が章をたて、より詳細に規定されたこと

資料1に整理したように、1967年森林基本法に比べ、1999年森林法は、全体の章・条項数が増えるとともに、「慣習法社会」と「住民参加」がそれぞれ独立した章として規定されている。「慣習法社会」「住民参加」に関する記述が圧倒的に増えたことは事実だが、その内容は、上記の「慣習林」の位置づけに象徴されるように、あいまいなものである。

資料1 1967年森林基本法と1999年森林法の構成

1967年森林基本法 (8章21条)	1999年森林法 (17章83条)	
I. 総則	I. 総則	X. 住民参加
II. 森林計画	II. 森林の機能と地位	XI. 代表告訴
III. 森林管理	III. 森林経営	XII. 紛争解決
IV. 森林事業	IV. 森林計画	XIII. 捜査
V. 森林保全	V. 森林管理	XIV. 刑罰
VI. 刑罰	VI. 研究開発・教育・研修・普及	XV. 賠償と処罰
VII. 移行則	VII. 監督	XVI. 移行則
VIII. 結則	VIII. 権限委譲	XVII. 結則
	IX. 慣習法社会	

➤ 「住民」を主体とする記述が増えたこと

資料2にみるように、「住民・社会 (masyarakat)」という言葉は急増している。政府に守られる客体としての「住民」ではなく、森林管理に関与する「主体」としての記述が増えていることは注目される。

資料2 1967年、1999年の森林法の中で慣習、住民、国民に触れた表現

用語				
慣習 adat	慣習法社会の権利 (hak-hak masyarakat hukum adat)	1	慣習法社会 (mayarakat hukum adat)	10
			慣習林 (hutan adat)	6
			慣習法 (hukum adat)	1
			慣習社会 (masyarakat adat)	1
			慣習と文化 (adat dan budaya)	1
住民・社会 masyarakat	公正で繁栄したインドネシア社会 住民の利益 (kepentingan) 住民の必要性 (keperluan)	1	住民参加、住民が参加する、他	7
		1	住民が実施する	4
		1	住民が権利をもつ、住民の権利、他	4
			住民の社会(文化)的状況	3
			住民の力、エンパワーメント、他	3
			住民の生活	2
			住民は・・・できる	2
			NGO (Lembaga Swadaya Masyarakat)	2
			住民と協力して	1
			住民とともに	1
			住民の価値体系	1
			住民は義務をもつ	1
			住民の利益	1
			住民の便益	1
			住民組織	1
	住民の態度や行動	1		
	住民の福祉	1		
	住民が苦しむ	1		
国民・庶民 rakyat	国民の繁栄 (kemakmuran) 国民の福祉 (kesejahteraan) 国民の利益 (kepentingan) 国民の便益 (manfaat) 森林内・周辺の国民の収入源 国民の社会経済調査 国民を参加させる	1	国民の繁栄	5
		1	庶民性 (kerakyatan) の原則	1
		1		
		1		
		1		
		1		
		1		

出典：1967年森林基本法、1999年森林法より筆者作成

III. 中スラウェシにおける森林管理と「慣習社会」

森林をめぐる法制度が以上のように変化する一方、地方、とくに村ではいかなる変化が起こりつつあるのか。まず、中スラウェシの森林をめぐる一般的状況を概観し、ドンガラ県マレナ集落の事例を述べる。

1. 中スラウェシの森林をめぐる社会状況

中スラウェシ州は、2005年の森林統計によれば、スラウェシ島のなかで最も広大な森林区域が存在する州であり、面積にしめる森林区域の割合も比較的高い（南スラウェシ52%、東南スラウェシ69%、中スラウェシ65%、北スラウェシ58%）。

特に本調査で対象とした中スラウェシ州ドンガラ県は、ロレ・リンドゥー国立公園（229,000ha）をはじめ、豊かな生物多様性を誇る自然保護区域（保護林）が多く、民族・文化的にも多様であり、峠をはさんだ集落同士では言語・慣習が異なるケースも多い²。起伏にとんだ地形が多いためか、カリマンタンにみられるような大規模な農園開発はあまりみられない。森林をめぐる、中スラウェシ州（とくにドンガラ県）で顕著であるのは、「自然保護 vs 住民の生活権」を軸とした対立である。つまり、政府が設定した「自然保護区域（森林）」に対し、その地域に「もともと暮らしていた」と主張する住民が「慣習社会」であることを盾として、居住と森林利用・管理の権利を主張するケースである。

こうした動きの端緒となったのは、ドンガラ県クラウィ郡（Kec. Kulawi）トロ村（Desa Toro）もしくはNgata Toro）の経験である。トロ村は、1993年、政府によるロレ・リンドゥー国立公園指定に伴い、村の総面積22,950haのうち、8割の18,360haが国立公園に含まれることとなった。以来、トロ村では、村長N氏、村の慣習の長老（To tua adat）の一人T氏、女性の慣習リーダーのRさんなどが主導する形で村の慣習の掘り起こしが行われ、国立公園当局に対して、村の森林に対する慣習的な権利を求める動きが活発化した。パルを拠点とするNGOタナ・ムルデカの協力により森林の慣習的な利用を地図におとす「参加型地図作り」が行われた。この地図づくりにより、トロの人々は村域をいくつかの利用区分に分けて管理していることが目に見える形で示された。このトロ村の取り組みは、改革の時代にインドネシア各地で活発化した、村の慣習的な自然資源管理を地図におとす「参加型地図づくり（Pemetaan Partisipatif）」の先駆例の一つとなった〔島上 2003、Santosa and Nikolas 2006〕。

慣習の文書化・地図化と、それに並行する国立公園事務所との交渉の末、2000年、当時のロレ・リンドゥー国立公園事務所所長は、トロ村の慣習的な森林管理の存在を認知し、トロの人々が森林を利用・管理することを認める決定を出した。トロ村の取り組みは国際的にも注目され、トロ村村長のN氏や、女性リーダーのRさんは、UNDPからの表彰を受け、国内・国際的なシンポジウムに次々と招聘される存在となった。最近も、トロ村は慣習にもとづく森林管理で自然と調和する模範村として、3日間にわたり全国紙コンパスの特集連載記事で大きくとりあげられている³。

トロ村のこの経験が周辺の村落（「慣習社会」）だけではなく、全国の村落に大きな影響を与えたことはいままでのない。現在、慣習的な村の領域の一部がロレ・リンドゥー国立公園に指定されている村落は64カ村あるといわれ、そのうちのトロ村を含む3村が、国立公園事

² 20世紀はじめに中スラウェシを踏査したKaudernは、パル、ポソ周辺に60の民族集団を記録しているという〔Sangaji 2001〕。

³ 「トロからの見本」シリーズと題された連載記事の見出しはそれぞれ次のとおりである。「自然との調和」（2007年5月1日）、「トロの文化復興と女性」（5月2日）、「有機農業への回帰」（5月3日）

務所と協定を結び、慣習的な利用・管理の認知を得ている。中スラウェシ、とくに州都パル近郊のドンガラ県では、国立公園周辺だけではなく、その他の保護林や保安林でも、村の慣習的な森の利用・管理を求める動きが活発化している。次に記述するマレナ集落もそうしたケースの一つである。

2. 森林管理と「慣習社会」——マレナ集落の事例

(1) マレナ集落概要

マレナ集落は、パル市から約 90km 南下した、舗装道路沿いに位置している。集落のほぼ中央を南北に道路が走り、そのすぐ東側を、北方の山地を水源とするメウエ川が南流する。集落は川が流れる谷間、舗装道路沿いの標高 500m 付近に位置している。その東西には標高 1000m をこえる山々が広がる。

現在の人口は約 60 世帯（約 230 人）である。村人の過半数はトロ村と同じクラウィ・モマ族だが、婚姻や、政治的の逃亡からの逃亡などの理由で移り住んだ他民族（トラジャ、ブギス、マナド、ジャワ、バダ、セコなど）も暮らす。人々の主な生業は焼畑耕作とカカオ、コーヒーなどの有用樹の栽培である。川沿いには一部水田が広がっているが、水田耕作を営む世帯は少数である。

行政的には、クラウィ・モマ族の中心地であるクラウィ郡ボラパプ行政村（Desa Bolapapu）の飛び地の一区（Dusun）となっている。ボラパプ行政村の中心地まで 22 キロメートルほど離れていることから、1992 年から 2005 年までは、南接するオオ・パレセ行政村の一区として編入されていた。しかし、2005 年、オオ・パレセ行政村を含む地域が南クラウィ郡としてクラウィ郡から分立することとなり、マレナは文化的により近いボラパプ行政村の一区として再編入された。なお、この郡の分立は、ドンガラ県を、ドンガラ県とシギ県（Kabupaten Sigi）に分立しようとの動きに伴うものである。

集落の領域は約 2200ha。舗装道路沿いのわずかな平坦地を除いたほぼ全域は、森林省が管理する「森林区域」に指定されている。中央の舗装道路より東側の大部分はロレ・リンドゥー国立公園に指定され、西側の奥山は保安林、集落近くは州地方公社の農園地となっている。

(2) 集落の略史——森・土地をめぐる権利を中心に

マレナ集落の歴史を、森と土地をめぐる権利関係に焦点をおき、概説しておく。ここで参照したのは、村人が NGO の手をかりて整理した集落の歴史に関するメモと、調査時のマレナの長老・村人たちからの聞き取りである。

マレナの歴史は、1930 年代、マレナの北部、現在のボラパプ行政村周辺を中心とするクラウィ・モマ族の人々が水牛の休息地として拓いたのがはじまりといわれる。古老の話では、「マレナ」という名称の語源は「水牛の放牧地（Porenaa）」に由来する。より古い集落であるボラパプ周辺集落と、彼らが水牛の放牧地として使っていたギンプ（Gimpu）のほぼ中間に位置するマレナは、ボラパプ周辺からギンプ、ギンプからボラパプ周辺へと水牛を運ぶ際に水牛に餌を与える場所となった。次第に、ボラパプ、ボラダンコ、トロなどから人々が徐々

に住み着き、焼畑地を拓くとともに、メウエ川の岸に水田を拓いた。

1952年に南スラウェシの各地でDI/TII反乱（イスラム国家樹立をめざすダルル・イスラム／インドネシア・イスラム軍による反乱）による騒乱状態が起こり、DI/TII反乱軍に従いたくない人々が、南スラウェシ北部の山間部に位置するセコ（Seko）、ランピ（Rampi）などから避難民としてクラウィ地方に流入した。一部はマレナに暮らしはじめ、マレナの人々により、森を開墾する機会を与えられた。反乱収束後、セコ、ランピに戻った人、クラウィ周辺に移り住んだ人のほか、現在にいたるまでマレナに暮らしている人もいる。マレナを出た者たちの開墾地は開墾を許可した村の長老らとの約束どおり、マレナの人々に返却された。

1970年代、マレナはボラパプ行政村（Kampung Bolapapu）を構成する一集落（Boya）となった⁴。しかし、ボラパプ行政村の中心から離れていることから、マレナではなかなか開発事業が進まなかった。そのため、1992年、マレナ区の人々はボラパプ行政村を離れ、南隣のオオ・パレセ行政村の一区（Dusun）として加入することを決める。しかし、2005年にはクラウィ郡の分割に伴い、再び、ボラパプ行政村に編入されることになった。民族・文化的にはボラパプに近いためである。ただし、行政手続きの利便性などの理由から、今も10世帯あまりは、オオ・パレセ行政村に住民登録することを選んでいいる。「一つの集落に二人の村長がいる」と村人は表現する。現在、マレナ集落は、行政上はボラパプ行政村に編入されているが、住民は2つの行政村に分かれる形で登録されている。

1970年から1975年にかけて、州森林局を通じ、マレナで「荒廃地復元プロジェクト（Proyek Rehabilitasi Lahan Kritis）」が実施された。村人が焼畑地としたり、コーヒーを植えるなどしていた土地125haがプロジェクト用地として収用された。プロジェクトの名の下、実際には丁子農園が造成された。土地の収用は、公正な手続きを経ずに進められた。十分な補償金は支払われず、全く何も受け取らなかった村人もいた。収用プロセスは脅迫をとまなうもので、土地をあけ渡さない者は、国に反抗する者として「共産党员」とのレッテルを貼られた。1965年9月30日事件の記憶がまだ鮮明な時期でもあり、村人はとても反抗はできなかったという。

1981年、州森林局は丁子農園の管理を中スラウェシ地方公社に委譲した。この委譲は、「事業利用者権（hak pengguna usahaan）」⁵という、法令に規定のない権利として行われた。丁子農園の労働者となる村人もいたが、トラジャなど他地域からの労働者が多く雇用された。同じ1981年、メウエ川の東側の地域が森林省により、厳正自然保護地域（cagar alam）、野生生物保護地域（suaka margasatwa）に指定され、村人による森の利用が制限されることとなった。両地域はのちの1992年にロレ・リンドゥー国立公園に指定された。マレナの西側の地域

⁴ インドネシアでは、1979年に制定された村落行政法により、全国的に行政村（Desa）の整備が進められた。それ以前は、各地方で異なる制度があった。1970年代に、クラウィ地方では行政村は「カンブン（Kampung）」とよばれていたようだが、その詳細は確認できなかった。クラウィ地方ではそもそもムラをあらわす言葉は「ンガタ（ngata）」であり、その下にボヤ（boya）と呼ばれる集落がある。

⁵ 1967年森林基本法とそれにもとづく1970年の森林事業権と林産物抛出金に関する政令に規定されている権利は、「森林事業権（Hak Pengusahaan Hutan）」であり、「事業利用者権（hak pengguna usahaan）」という権利は法令の中には存在しない。

は 1960 年代にすでに森林省により保安林およびその他の利用地域として指定されている。これらの指定はすべて、村人に知らされないまま実施され、村人の慣習的な利用権に対する配慮はなかった。

マレナの人々が「合法的に」生活できる空間は次々と狭められる一方、集落の人口は増加し、耕作はもとより、居住する土地も不足するようになった。特に、村人が焼畑地・樹園地として利用してきた土地を収用して造成された州政府の丁子農園は、村人の生活・生計に与えたマイナスのインパクトが大きかった。

1998 年頃から、村人は地方公社に対し、丁子農園用地の返却を求める願いを提出するが、真剣な対応は得られない。村人は 2001 年 4 月、当時、アメリカの自然保護団体 The Nature Conservancy のプロジェクトの一環で、マレナを含む、国立公園周辺集落の「薬用植物調査」に当たっていたパルの NGO アワム・グリーンの若者たちに対し、政府との交渉支援を依頼した。アワム・グリーンのメンバーらが事実関係を調べていったところ、地方公社による丁子農園管理にはさまざまな問題点があることが明らかとなった。1) 地方公社は丁子農園を実質的には管理放棄しており、丁子はすでに生産能力がないこと、2) 発表されているよりも丁子の植林数は実際には少ないこと、3) プロジェクト開始時から、国への税金を全く支払っていないこと（開発という意味で全くの成果をあげていないこと）、4) 丁子農園の面積は公式文書には 125ha ではなく 100ha とあり、25ha は当時のプロジェクト責任者が個人の所有地だと主張していること、などである。

以上の問題点を整理し、州政府と交渉を繰り返し、2001 年 10 月、マレナ集落は、同じ状況にあった他の 2 集落（スング行政村ワトゥワリ区、ウィナトゥ行政村マクヒ区）とともに地方公社から土地の「奪還 (reclaiming)」を宣言する。奪還といっても、法的な権利として認知されたわけではなく、「奪還」を社会的に宣言したということである。

マレナの人々が「奪還」した土地は、土地収用が実施される前の所有状態にかかわらず、マレナに住む 60 世帯全員による努力の成果として、全世帯（トラジャ、ジャワなどの他民族の転入世帯を含む）に平等に分配された。村人は、丁子にかわって、とうもろこし、カカオなどをうえはじめ、家々、教会、バンタヤ（慣習的な寄り合い場）も建てられた。2002 年 9 月 25 日には、バンタヤの完成記念式が盛大に執り行われ、クラウィ郡の郡長や軍・警察関係者も招待され、出席した。政府・軍関係者を招くことで、「奪還」の社会的な認知を強めるための試みとみることができる。

引き続き、村人は NGO アワム・グリーンの協力をえて、マレナの慣習にもとづく森の利用区分に関する地図づくりや、森の利用をめぐる慣習の掘り起こしをすすめている。国立公園や保安林に指定されている区域における、マレナの慣習的権利を求めていくための取り組みである。2004 年には、村人とアワム・グリーンのメンバーが野宿をしながら村の領域を数日間かけて歩き、GPS を使ってポイントをおとして作成された地図が完成した。このマレナの領域と区分をしめした地図は、オオ・パレセ行政村の村長、周辺村落の住民の承認をうけているという（どういう形で承認をうけたのかは未確認）。現在は国立公園事務所に対し、そ

の認知を求める交渉が続けられている。

2006年12月の調査時には、「奪還」した土地で集落の小学校の建設が村人の自助で進められていた。竹壁にロタンの葉で葺いた質素なものだが、行政村として認知されることをめざしての取り組みだという。行政村となれば、村条例を作ることができ、慣習的な権利や取り決めを村条例という形で強化することができるからだという。行政村の認知には、人口基準をみたしていることその他、施設（小学校、礼拝所、村役場など）があることなどが考慮されるためである。

(3) 慣習にもとづく森の利用区分と「所有」

では、マレナには、森林の利用・管理をめぐって、どういった「慣習」があるのだろうか。村人の話、村人が NGO とともに掘り起こした資料・地図、調査中の見聞を総合すると、村人は集落の領域をおおよそ表1のように区分（地理的区分・段階的区分の両方が含まれる）し、利用している。

表1 マレナの村人の森林利用区分

ワナ (Wana)	原生林・水源林。大木が多く、密生。焼畑や伐採は禁止。何らかの人為的活動が行われると禍があると信じられている。ただし、ダマール、ロタン、パンダヌスの葉の採集は可。
タオロ (Taolo)	川の両岸の傾斜地。禁伐
パンガレ (Pangale)	原生林、およびほぼ原生林のような状態にまで回復した二次林。慣習の許しをえれば、焼畑地として拓くことができる。自給を目的とした、木材、ロタン、パンダヌスの葉、葉草の採取などは可（販売目的は不可）。
ボネ (Bone)	伐採と火入れ後、陸稲が植えられた状態
バリンケア (Balingkea)	放置から1~2年経ち、草本の間に灌木がめだちはじめた状態
オマ (Oma)	焼畑の二次林 オマ・ングラ (Oma Ngula) : 2年以上経ち、林床から草本が少なくなった状態 オマ・ントゥア (Oma Ntua) : 樹木が足の腿ほどの太さになった状態
パハワ・ポンコ (Pahawa Pongko)	焼畑の二次林。オマ・ントゥアよりもさらに樹木が成長した状態
パンパ (Pampa)	放置されず、常畑となった土地。コーヒー、カカオなど多年生の樹園

出典：[地球緑化センター 2007] および、聞き取りより筆者作成。

注：実際にはさらに細かい認識・区分が存在するが、ここではその主なものだけをとりあげた。

以上の区分を焼畑プロセスとの関連で見ると、次のようになる。ワナとタオロは、焼畑・伐採ができない禁伐の森である。パンガレは慣習上の許可が得られれば焼畑地に拓くことができる。火が入れられるとまず、とうもろこしと陸稲が植えられる。陸稲が植えられた状態をボネという。ボネは1~2年すると放置され、バリンケアとなる。さらに放置されるとオマとなり、10~15年程度休閑ののち、再度伐採され火が入れられるとまたボネとなる。ボネが放置されず、毎年野菜や多年生の換金用樹木が植えられるようになるとパンパとなる。近年は、現金需要の増大から、カカオなどの換金用樹園（いいかえればパンパ）が急速に広がる傾向にある。焼畑からカカオ園に転換する世帯が急増している。

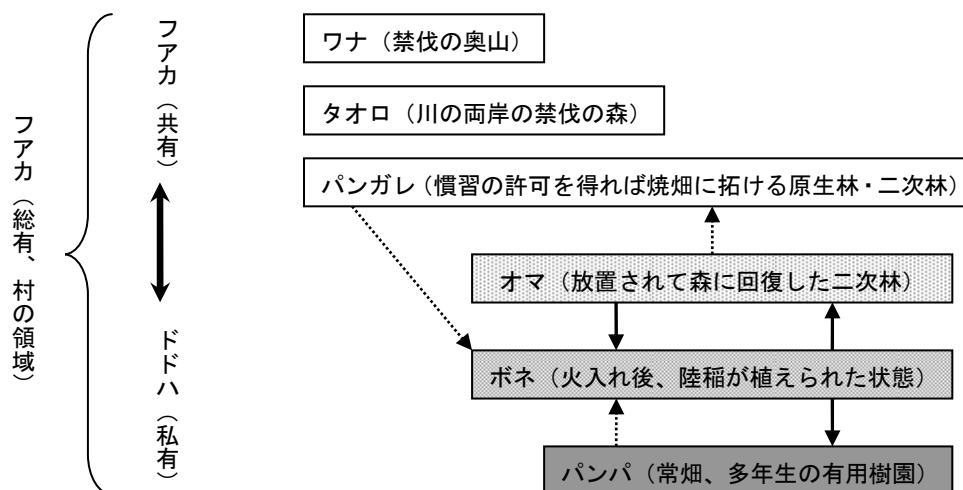


図1 マレナの村人の森林利用区分・段階と「所有」意識

これをさらに「所有」という側面からみると、ワナとタオロとパンガレは、「フアカ (huaka)」、つまり、村人の共有であり、ボネとオマとパンパは「ドドハ (dodoha)」つまり、個人（世帯）のものだという。森の開墾を経た土地は個人（世帯）の所有地となり、（慣習的な意味での）売買、譲渡、相続、交換の対象とすることができる。この「フアカ（共有）」と「ドドハ（私有）」の境界は明確なものではないようである。この点については、さらなる聞き取りと確認が必要であるが、オマがさらに長い間放置されてパンガレとなった場合、共有にもどる、もしくは個人所有の色合いはかなり薄くなるようである。

こうしたマレナの人々の「所有」感覚は、日本の村落社会学者らが日本の村落社会に息づく土地所有の本来的な形として概念化した「本源的所有」に近いものがある。つまり、「土地への働きかけに基づく権利」であって、働きかけが強い場合は権利も強く、弱くなると権利も弱くなる。土地登記の「ある、なし」にもとづく近代的所有とは異なり、権利が強いー弱いと「濃淡」で表されるような権利である [鳥越 1997]。

また、村人の話を聞いていると、「フアカ」という言葉は、ドドハ（私有）に対する「共有」の意味で使われる場合と、フアカもドドハもすべて含む「ムラの領域」を表わす言葉として使われる場合がある。後者の「ムラの領域」という意味で使われるフアカは、日本の村落社会学者のいう「総有」の考え方に近い。つまり、個人の土地であれ、共有の土地であれ、村落内の土地は所有者個人の判断で自由に売買したり、地目変更したりできない。個人所有にも、村落により「総有」の網がかぶられている、ということである [鳥越 1997]。マレナでは、ワナ、タオロ、パンガレなどの共有地が売買できないだけでなく、たとえ個人の土地（ドドハ）であっても、村落の慣習組織の許可なく、売買・譲渡することはできないという。ただし、長老の話では、この慣習は、近年、守られなくなりつつある。特にカカオ園となった土地は、都会の資産家に売買されたケースがすでに起こっている。

マレナの人々が、NGO アワム・グリーンの協力で作成した、マレナの慣習に関する文書に

は、森と土地の利用をめぐる慣習の禁止事項（禁忌）として、下記のような項目がインドネシア語で整理されている [Lembaga Masyarakat Adat Boya Marena 2005]。

- a. ワナ・ンキキ (Wana ngkiki、山頂近くの森) とワナにおけるあらゆる人為的な活動。
- b. タオロとドゥンポロ (Dumpolo、聖なる土地) での開墾。
- c. 商業目的、売買目的での木の伐採・採取。
- d. 希少動物の捕獲。
- e. 慣習組織の許可のない金の採掘。
- f. ロタンが撒きついた木の伐採をともなうロタンの採取。
- g. 商品作物 (コーヒー、カカオなど) の栽培目的に森を開墾すること。
- h. 50 度以上の傾斜地と川から 50m 以内の土地での木の伐採。
- i. 慣習組織の許可なく、祝宴などのために大量の薪を採取すること。
- j. 家の建築目的に直径 50cm 以下の木を伐採すること。
- k. 誰に対してであろうと、いかなる理由があろうと、慣習組織の許可なく、個人所有地 (ドドハ) を売買・譲渡すること。

近年の慣習の掘り起こしは、村人の森と土地への権利を政府に対し求めていくことを主眼とした側面が強く、結果として、マレナの人々の文化や信仰に深く結びついた禁忌というよりも、外部者にもわかりやすい形の禁止事項としてインドネシア語で文書化され、地図化される。また、特に「自然資源管理」に関わる部分のみが強調される傾向にある。しかし、調査中に筆者が興味をひかれたのは、暮らしに今も息づく、焼畑での陸稲栽培をめぐる慣習 (しきたり、タブー) の豊かさである。「陸稲には人間が喧嘩する声なんて聞かせられない。だから、家の近くに保管してはいけない」「陸稲は精米所で精米してはいけない」「陸稲を収穫するまでの間は使える言葉が変わる」などがふとした会話の中で語られた。十分な調査はできていないが、焼畑での陸稲栽培はマレナの人々の慣習・文化・信仰の核となっているように思われた。自然資源管理に「慣習」や「土着の知恵」をいかすのであれば、慣習の部分的な強調だけではなく、暮らしに息づく具体的な慣習を、そこに底流する文化や信仰にまで掘り下げて、理解・自覚し、再評価していくことが必要だろう。

(4) 自治・慣習組織の「復興」と強化

2004 年に村人が NGO の手をかりて作成した地図は、マレナの領域といわれる 2200ha を、ワナ、パンガレ、タオロ、オマ、パンパに区分し、その境界を GPS でおとしたものである。マレナは、1930 年代頃から、徐々に人が定住しはじめたといわれる集落であることは先に述べた。そうしたマレナに、いつからどういう形でこうした領域・境界意識、そして上述のような「慣習」が共有されるようになっていったのだろうか。

クラウィ地方をはじめ、パル周辺では、慣習的な村の単位は「ンガタ (ngata)」とよばれ、ンガタはいくつかの「ボヤ (boya)」(集落) からなる、といわれる。マレナの人々はマレナを「ンガタ」と呼ばず、「ボヤ」という。マレナの長老の一人 (50 代) の話では、彼が若い頃は、慣習の重要な決め事はクラウィ・モマ族の中心地であり、より古い集落であるボラパ

プまでいって話し合われていたという。こうしたことから、マレナは、ボラ PAP を中心とする、より大きな慣習的なまとまりの一部とみることができるだろう。

こうした歴史に関する聞き取りはまだ不十分であり、推察の域を越えるものではないが、マレナの人々の慣習やその領域・境界意識は、クラウィ・モマ族が共有する慣習を受け継ぎつつ、その後の人口増加や、行政単位である区 (dusun) として再編される中で、強化・形成されていったのではないかとと思われる。

現在、マレナの「慣習組織 (Lembaga Adat)」は慣習長老 (Totua Adat) 12 名と、森林警備など村内の警備にあたる「トンド・ボヤ (Tondo Boya)」9 名から構成されている。いずれも村の主だった人々による話し合いで選ばれるという。マレナの重要な決め事は通常、慣習組織のメンバーと行政単位の長である区長 (Kepala Dusun) らのとの合議できめられている。ちなみに、現在、慣習長老の中でももっとも長老格の人物と現在の区長は兄弟である。

興味深いのは、マレナの慣習組織のメンバーの中に、ジャワやマナドなど他民族が含まれていることである。「マレナに暮らしていてマレナの慣習に従う人はみんなマレナの人間だ」と村人は説明する。人の往来が盛んな道路沿いに位置していることから、外部者に対して比較的開放的であるのかもしれない。また、マレナは高校や大学で教育を受けた若い者が比較的多く、上述したように、慣習に関わる事柄もインドネシア語で表現され、体系立てて整理された文書が作られている。短期間の観察にもとづく印象論ではあるが、マレナでは、クラウィ・モマ族の間で受け継がれてきた慣習を基盤にしながらも、今の時代に適応させる形で慣習を再構築し、自分たちの権利を主張し、自治を強化させるための手段として活かしているように思われる。

2006 年 12 月の調査中に見聞した次のケースは、マレナの慣習とその領域が、周辺住民や国立公園関係者にも (再) 認知されつつあることを示すものである。2006 年 11 月頃、隣接するオオ・パレセ行政村の住民 (木材業者を副業としている) が、マレナの領域 (パンガレにあたる区域) 内で木材を販売目的で伐採していたことが、隣接する区域に焼畑地を持つ住民からの報告で発覚した。トンド・ボヤのメンバーは森林の中に隠されていた木材を没収。主犯者である隣村の住民を召喚し、2006 年 12 月 4 日、マレナのバンタヤ (慣習的寄り合い場) で慣習会議 (裁判) が開かれた。伐採が行われたのが国立公園内であったため、この慣習会議には、マレナの慣習長老、トンド・ボヤ、区長、教会の牧師が出席した他、国立公園の所長 (代理の職員) やボラ PAP 行政村関係者、郡の警察・行政関係者も招かれた。主犯者は法令に基づいた処理ではなく、慣習的な処理・和解を求め、関係者の間で話し合いが進められた。筆者は当時、マレナの区長宅に 1 週間滞在していたが、慣習会議の後も、主犯者はほとんど毎日のように区長宅を訪ね、話し合いを重ねていた。最終的に、慣習的な和解という形で関係者間での合意がなされ、主犯者は、マレナの慣習にもとづき、牛一頭をはじめとする罰金を慣習組織に支払ったという。

こうした慣習会議 (裁判) をはじめとするマレナの慣習は、なんらかの法的な位置づけのあるものではない。その実効力はそのときどきの社会的な力関係や社会情勢に大きく作用さ

れる。2007年3月には、国立公園に指定されたマレナの領域内でマレナの村人がいつものように作業をしていたところ（いかなる作業であったかは未確認）、国立公園森林警備官が退去を命じる威嚇発砲をしたことが問題となり、国立公園所長（代理）を招いての慣習会議が開かれたという。この事件は国立公園とマレナの間を悪化させる事態をまねいたが、最終的には、威嚇の「発砲」は過剰であったと国立公園側が認めることで和解された。この発砲事件については、マレナの教会牧師により、その経緯をまとめた文書がマレナに関係してきた NGO、前述の AMAN をはじめとするネットワーク、研究者（筆者を含む）にメールを通じて配信された。森をめぐる「慣習」的な権利は、マレナの内部だけではなく、村人と外部（政府、周辺住民、NGO、研究者）との関係とかけひきの中でダイナミックに再構築されつつあるといえるだろう。

IV. おわりに

以上みてきたように、地方分権化・民主化の機運の中、インドネシアの森林管理をめぐる情勢は大きく変化した。1967年森林基本法にとってかわった1999年森林法は、「慣習法社会」と「住民参加」を独立した章としてとりあげ、森林管理における住民の権利と参加への可能性を大きく開いたかにみえる。しかし、実際には、森林区域内での人間の暮らしを原則として認めない法制度と5000万人ともいわれる人々の暮らしが歴然として存在する現実との間のズレは解消されたとはいえない。「慣習法社会」の権利を認めたり、「住民参加」を可能にした事例は、中央政府の積極的な政策としてではなく、村・地方の現場の動きの中から例外的、局所的に生まれつつあるのが現状といえるだろう。

本報告でとりあげた中スラウェシ州ドンガラ県の山間部では、その大部分が森林区域に指定され、とくに1970年代以降、村人が利用してきた森林が自然保護区域、保安林、地方公社の農園造成地などに指定され、村人の生活を支える空間が次々とせばめられてきた。本報告でふれたトロ村、マレナ集落は、地方分権化・民主化の下、「慣習」をキーワードとして、森・土地に対する村人の権利「回復」と自治的管理を求める動きが活発化していた事例の一部である。同様の動きがみられた南スラウェシ州トラジャ県では、主に県レベルの政治家や NGO など村外部のアクターが主導していたのに対し、中スラウェシ州ドンガラ県では、村もしくは集落を単位に村人（村の慣習長老ら）が主導する側面がより強いことに特徴がみられた。村人がより主体となる形で NGO などの外部リソースやネットワークと連携し、互いに影響を与え合う形で進められていたのである。

マレナ集落の事例でみたように、慣習的な権利の認知を求める手段となっていたのは、慣習を掘り起こし、文書化・地図化することで「可視化」し、政府に示していく取り組みである。慣習的寄り合い場（バンタヤ）の建設や、慣習組織の（再）組織化、慣習会議の実施も、そうした慣習を可視化・実体化させる試みとみることができるだろう。そうしたプロセスで注目されるのは、転入世帯や他民族を含む形で慣習組織が組織されたり、インドネシア語で

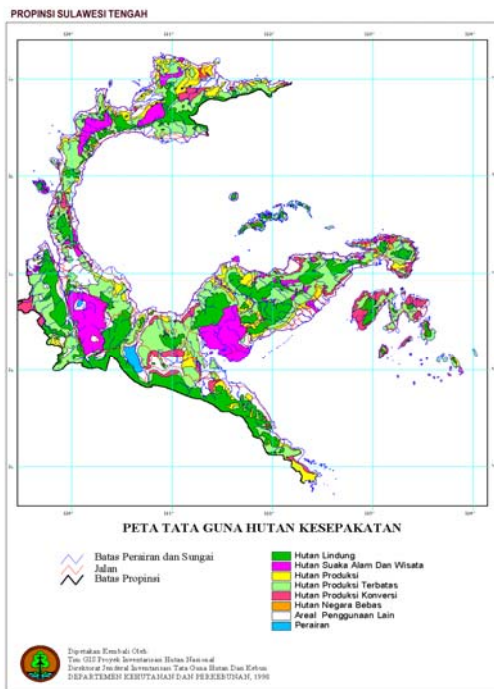
慣習の禁止事項が文書化されている点である。これは、慣習がその基盤となる文化や信仰と切り離される危険性を含むかもしれない。しかし、村の自治という側面からみれば、これまで受け継がれてきた慣習を基盤にしながらも、時代や状況の変化に適応させる形で慣習を再構築し、自分たちの権利を主張し、自治を強化させるための試みと捉えることもできる。いずれにせよ、現在インドネシアで進行しつつある「慣習復興」は、村落の内部だけではなく、村人と外部（政府、周辺住民、NGO、研究者）との関係とのダイナミクスの中で慣習を現代的に再構築する試みということができる。

引用文献

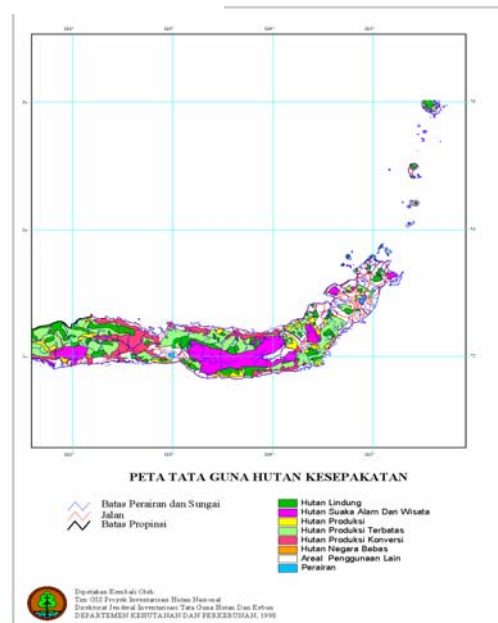
- 島上宗子 2003 「地方分権化と村落自治：タナ・トラジャ県における慣習復興の動きを中心として」松井和久（編）『インドネシアの地方分権化：分権化をめぐる中央・地方のダイナミクスとリアリティー』アジア経済研究所、pp. 159-225。
- 島上宗子 2004 「インドネシア訪問報告（2004.3.15-4.5）」いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク。
- 島上宗子 2006 「日本とインドネシアの山村の知恵を結ぶ——コモンズの保全をめざして」『龍谷大学国際社会文化研究所紀要』No.8: 372-383.
- 地球緑化センター 2007 「平成 18 年度 海外農林業協力 NGO 等活動促進事業／専門家派遣支援事業調査報告書」
- 鳥越皓之 1997 『環境社会学の理論と実践』有斐閣。
- Badan Eksekutif WALHI. 1998. *Reformasi di Bidang Pengelolaan Lingkungan Hidup*. WALHI. Departemen Kehutanan. 2006. *Rencana Pembangunan Jangka Panjang Kehutanan Tahun 2006-2005*.
- Lembaga Masyarakat Adat Boya Marena. 2005. Pola Interaksi Pengelolaan Sumber Daya Alam (PSDA) dan Pemilikannya Dalam Kearifan Masyarakat Adat Boya Marena.
- Li, Tania Murray. 2000. “Articulating indigenous identity in Indonesia: Resource politics and the tribal slot. *Comparative Studies in Society and History*, 42 (1): 149-179.
- Li, Tania Murray. 2001. “*Masyarakat Adat*, Difference, and the limits of recognition in Indonesia’s forest zone. *Modern Asian Studies*, 35 (3): 645-676.
- Sangaji, Anto. 2001. *Penghancuran Masyarakat Adat dalam Pengelolaan Sumber Daya Alam di Sulawesi Tengah*, Yayasan Tanah Merdeka.
- Santosa, P. A. and Nikolas. 2006. Berguru pada Hutan: Kajian Kasus di Ngata Toro, Sulawesi Tengah, Tahun 2006” Elizabeth R. Prihatini (ed.) *Warna Warni Kegiatan Masyarakat Desa, Cerita tentang Hutan, Laut, Air*, PKPM Bappenas-JICA, 2006

資料 3 : 森林利用計画図 (スラウェシ島 4 州、1998 年)

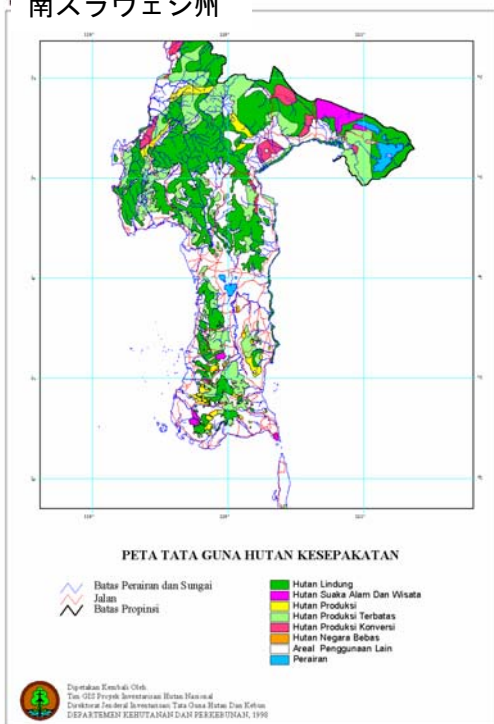
中スラウェシ州



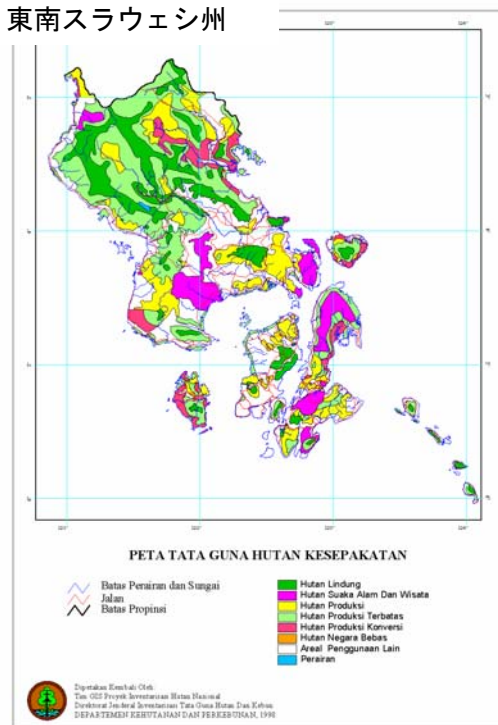
北スラウェシ州



南スラウェシ州



東南スラウェシ州



出典：インドネシア森林省